

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。												
契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
令和7年11月27日	京都基本構想案周知・浸透業務	8,997,344		8,997,344	総合企画局都市経営戦略室	合同会社バンクトゥ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有			
令和7年12月17日	京都基本構想に係る概要版及び多言語版作成業務	5,500,000		5,500,000	総合企画局都市経営戦略室	株式会社 morph transcreation	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有			
令和7年10月28日	京都市マイナナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託（令和8年6月向け）	42,489,150		42,489,150	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	京都市マイナナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託（令和8年6月向け）コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品				
令和7年11月28日	京都市役所のワークスタイル改革推進のためのパイロットオフィス事業等の実施業務	34,298,000		34,298,000	総合企画局デジタル化戦略推進室デジタル化推進担当	ウエダ本社・コクヨ共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有			
令和8年02月13日	京都市基幹系共通基盤共通データ連携対応	7,785,140		7,785,140	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	京都市基幹系共通基盤共通データ連携対応コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品				
令和8年02月03日	住民記録システムと汎用機システムとのデータ連携機能改修業務（システム開発）	21,440,100		21,440,100	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	住民記録システムと汎用機システムとのデータ連携機能改修業務（システム開発）コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品				

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都基本構想案周知・浸透業務
- 2 担当所属名
総合企画局都市経営戦略室
- 3 契約締結日
令和7年11月27日
- 4 履行期間
令和7年11月27日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区式阿弥町130 SHIKIAMI CONCON No. 10
合同会社バンクトゥ
- 6 契約金額（税込み）
8,997,344円
- 7 契約内容
京都基本構想策定記念イベント及びトークセッション・ワークショップの実施、特設サイトの開設、特設サイトの保守・管理、コンテンツ制作及び情報発信業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都基本構想案周知・浸透業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）」に該当するため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定した。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
提出された企画提案書に基づき、提案内容、実施体制、業務実績等について審査した結果、参加

事業者の中で最も高い評価点であったため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都基本構想に係る概要版及び多言語版作成業務
- 2 担当所属名
総合企画局都市経営戦略室
- 3 契約締結日
令和7年12月17日
- 4 履行期間
令和7年12月17日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木7-7-7 8F
株式会社 morph transcreation
- 6 契約金額（税込み）
5,500,000円
- 7 契約内容
 - ・ 市民はもとより、京都に関わる世界中の方々に、京都基本構想が示す価値を知っていただくものとして、また人々対話と議論を深めていく際のツールとして、「概要版」（図やイラスト等を用いて作成）の作成を行う。
 - ・ 市内に居住される外国籍市民の方をはじめ、世界中の方々に知っていただくため、京都基本構想及び概要版の多言語版（中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語）の作成を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都基本構想に係る概要版及び多言語版作成業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）」に該当するため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定した。
- 9 根拠法令
 - ☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - ☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - ☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

提出された企画提案書に基づき、提案内容、実施体制、業務実績等について審査した結果、参加事業者の中で最も高い評価点であったため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託（令和８年６月向け）
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和７年１０月２８日
- 4 履行期間
令和７年１０月２９日から令和８年１０月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託（令和８年６月向け） コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８ 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
４２，４８９，１５０円
- 7 契約内容
データ標準レイアウトが令和８年６月から変更されるため、京都市マイナンバー連携システムに対して、新レイアウトに対応した設計及び改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージシステムを一部カスタマイズして構築したシステムである。同社が所有する非公開の設計等の情報がなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができない。したがって、他社との競争が成立せず競争入札に適さないことから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
☐ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項(地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号)
☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市役所のワークスタイル改革推進のためのパイロットオフィス事業等の実施業務
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室デジタル化推進担当
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年11月28日から令和8年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区五条通堺町角塩竈町363番地
ウエダ本社・コクヨ共同事業体 代表 株式会社ウエダ本社
- 6 契約金額（税込み）
34,298,000円
- 7 契約内容
本市職員の『職場環境』については、これまでから、一部の部署において職員の自主的な創意工夫によるフリーアドレス化をはじめとした部分的なオフィス環境の改善等に取り組んできたところであるが、今後、より高い次元で『クリエイティブかつ生産的な職場環境』を実現していくためには、他の官公庁や民間企業等で先進的に取り組まれてきた『ワークスタイル改革』のノウハウを取り入れ、真に本市にとって最適な職場環境の整備とは何か、改めて追求し、本市職員に浸透させることが必要である。本業務は、本市の2つの部署を『パイロットオフィス』と位置づけ、それぞれの業務の実情を踏まえた『ワークスタイル改革』を実践するとともに、その実施効果等を検証したうえで、その結果も踏まえ、本市の取組の今後の指針・マニュアルとなる『ワークスタイル改革のスタンダード』を作成するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を委託する事業者には、地方公共団体等の官公庁において本業務と同種の業務の実績・成果や、本業務を円滑に実施するために必要な経験やノウハウを十分有し、本市の状況を理解したうえでパイロットオフィス事業を進めるとともに、その結果をワークスタイル改革のスタンダードとして職員に浸透させる必要があることから、実施手法や効果検証手法の提案など、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本市におけるオフィス改革のニーズに合致しており、事業者の有する経験やノウハウ、実施手法や効果検証手法の提案内容等を総合的に判断して、契約の相手方を選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市基幹系共通基盤共通データ連携対応

2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

3 契約締結日

令和8年2月13日

4 履行期間

令和8年2月14日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市基幹系共通基盤共通データ連携対応コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

7,785,140円

7 契約内容

ガバメントクラウドへの共通データの連携に関する対応の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ガバメントクラウドの共通基盤においては、ガバメントクラウド上で稼働するシステムが、ユーザー認証等を行うためのデータなどを共通利用できる環境を有している。この共通基盤は、前年度までに日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社で構成するコンソーシアムにその構築等を委託しており、その保守及び運用についても、引き続き当該コンソーシアムに委託している。

今回委託する、ガバメントクラウドにおける特定の環境とのデータ連携に係るプログラムの編集等は、既存の共通基盤への運用改善を目的とした機能追加に相当するものである。万一障害が発生した場合、既に整備された共通基盤全体に影響が及び、ひいてはガバメントクラウド上で稼働する各システムの運用に深刻な影響が生じる可能性がある。

そのため、当該コンソーシアム以外を契約の相手方とした場合、障害発生時に責任区があいまいになり、原因究明やリカバリ等の復旧作業が困難かつ遅延する恐れがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行うものである。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住民記録システムと汎用機システムとのデータ連携機能改修業務（システム開発）
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和８年２月３日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住民記録システムと汎用機システムとのデータ連携機能改修業務（システム開発）コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８ 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
２１,４４０,１００円
- 7 契約内容
住民記録システムと汎用機システムとのデータ連携機能の改修業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務でシステム改修の対象とする住民基本台帳システムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータであるＡＣＯＳ上で稼働するシステムであることから、住民基本台帳システムのプログラムの範囲や影響などを理解したうえでシステム改修を実施できるのは、ＡＣＯＳに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権を有する日本電気株式会社のみである。
したがって、本業務を履行できるのは日本電気株式会社に限られることから、競争入札に適しないため、随意契約を締結するものである。
なお、日本電気株式会社は、グループ企業と共同して受託業務の履行を行うこととしているが、本市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社を代表とし、ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社、株式会社ソフィアを構成員とするコンソーシアムを契約の相手方とする。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり